

【 投 薬 】

704 アロプリノール（高血圧症のみ等）の算定について

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

次の傷病名等に対するアロプリノール（ザイロリック錠等）の算定は、原則として認められない。

- (1) 高血圧症のみ
- (2) 血液疾患に伴う口内炎又は難治性口内炎
- (3) 移植に伴う口内炎又は難治性口内炎

○ 取扱いを作成した根拠等

アロプリノール（ザイロリック錠等）は、キサンチンオキシダーゼに対して尿酸前駆物質であるヒポキサンチン及びキサンチンと拮抗することによって尿酸の生合成を抑制し、血中及び尿中尿酸値を低下させる作用等を有する高尿酸血症治療剤である。また、添付文書の効能・効果には「下記の場合における高尿酸血症の是正」と記載され、下記として「痛風、高尿酸血症を伴う高血圧症」と記載されている。

したがって、高血圧症のみや血液疾患に伴う口内炎又は難治性口内炎、移植に伴う口内炎又は難治性口内炎では本剤の適応とはならない。

以上のことから、上記(1)から(3)の傷病名等に対する当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。